

- (1) 第4条第1項に規定する会員の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 実施規定に定める退会申込書を会長に提出し、承認されたとき。
- (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 特別な理由なく、会費を1年以上納付しなかったとき。
- (5) 公序良俗に反する行為、他の会員に著しい迷惑行為を及ぼす行為により、会員にふさわしくないと役員会が判断し、退会を命じたとき。

(会員の責務)

第30条 会員は、地域社会の一員として、自治会が担う公共性を良く理解し、可能な限り自治会活動に参加し、むやみに脱会しないものとする。また、未加入世帯に対し自治会活動の普及に努めなければならない。

第9章 役員報酬

(役員報酬)

第31条 役員報酬は別表の通りとする。

(費用弁償)

第32条 (1) 会長より任命された役員が地区を代表して会議・研修会・講習会等に出席した場合、その交通費、日当として別表の通り支出する。

(2) 公民館事務所日直者に対して、日直手当を別表の通り支出する。

第10章 附 則

1. 規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

2. 細則の制定

役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し承認を得なければならない。

3. 施行日

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

4. 適用期間

この規約の適用期間は、施行日から起算し、1年間とする。

5. 規約の廃止

この規約の施行に伴い、塚原台自治会規約（昭和53年4月10日）及び塚原台慶弔規約（昭和53年8月27日）は、廃止する。

6. 平成14年4月7日一部改正。

7. 平成16年4月11日一部改正。

8. 平成18年4月9日一部改正

9. 平成21年4月12日一部改正 自治会と公民館組織の一体化により、塚原台公民館規則（平成13年4月1日施行）を廃止する。

10. 平成22年4月11日 役員報酬一部改正